

平成 30 年 6 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成30年6月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 65 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 66 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 67 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 68 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 69 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 70 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 71 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 72 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 73 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 74 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 75 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 76 号	湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 77 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 78 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 79 号	静岡県市町総合事務組合理約の変更について
議案第 80 号	市道の路線の認定について
議案第 81 号	平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 82 号	平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 83 号	平成 30 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 84 号	議員派遣について

日程第 1

会議録署名議員の指名

14 番 馬場 衛

15 番 牧野 考二

平成 30 年 6 月 5 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 15 日間とする。

平成 30 年 6 月 5 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 65 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 原 田 幸 男

議案第 66 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 伊 藤 達 男

議案第 67 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 若 見 眞 弓

議案第 68 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 筒 井 園 子

議案第 69 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 中 野 早 百 合

議案第 70 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処 分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 6 号

湖西市条例第 25 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第 24 条第 1 項中「によつて」を「により」に改める。

第 31 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項中「によつて」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第 1 項」を「同項」に改め、同条第 6 項から第 8 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 47 条の 3 中「（以下この節）」を「（次条第 1 項）」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 47 条の 5 第 1 項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第 48 条第 7 項中「第 52 条第 2 項」を「第 52 条第 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の場合」を「第 5 項の場合」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 5 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 26 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第 52 条第 1 項及び第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 52 条に次の 2 項を加える。

- 5 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 53 条の 7 中「その退職手当等」を「、その退職手当等」に、「第 5 号の 8 の」を「第 5 号の 8 の様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた」に、「及び」を「、及び」に改める。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に改め、同条第 2

項中「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 52 条に」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項に」に、「同項」を「前条第 2 項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 7 号」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 13 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 12 項を同条第 20 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 8 項を同条第 11 項とし、同項の次に次に次の 5 項を加える。

- 12 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 15 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 16 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 2 第 7 項を同条第 10 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 29 項第 2 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

- 7 法附則第 15 条第 29 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 2 第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 15 条第 29 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 3 第 3 項中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 8 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に、「附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ」を「附則第 12 条第 12 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条の 8 第 5 項」を「附則第 15 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 15 項」に、「同条第 17 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 30 項」を「附則第 12 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 22 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同条第 10 項中「附則第 7 条第 12 項各号」を「附則第 7 条第 11 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 11 項中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に、「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 11 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 6 号中「にあつては法」を「には、法」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の湖西市税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）第 52 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 71 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 7 号

湖西市条例第 26 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 4 項及び第 6 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 4 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」に、「附則第 6 項から第 8 項まで」を「附則第 7 項から第 9 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項の前の見出し及び同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

3 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規

定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 72 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 8 号

湖西市条例第 27 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納

付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第27条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第28条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 73 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 9 号

湖西市条例第 28 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の表中 「

12,900

」 を 「

10,100

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 3 月までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 74 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「（第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。）」を加える。

第 24 条第 1 項第 2 号中「1,250,000 円」を「1,350,000 円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 100,000 円を加算した金額」を加える。

第 34 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である」を加える。

第 34 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号中「200 万円」を「2,000,000 円」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同条第 2 号中「200 万円」

を「2,000,000円」に改め、同号ア中「においては」を「には」に改め、同号イ中「200万円」を「2,000,000円」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

第94条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たり

の重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第 94 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本のたばこ税に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 95 条中「5, 262 円」を「5, 692 円」に改める。

第 96 条第 3 項中「第 92 条」を「第 92 条の 2」に改める。

第 98 条第 1 項中「第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 100, 000 円を加算した金額」を加える。

附則第 10 条の 2 第 21 項を同条第 22 項とし、同条第 20 項の次に次の 1 項を加える。

- 21 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 100 分の 0 とする。

附則第 18 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 7」を「第 37 条の 6」に、「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第2条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項

第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 湖西市税条例の一部を改正する条例（平成27年湖西市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「湖西市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「湖西市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中湖西市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中湖西市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例附則第18条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中湖西市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中湖西市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

- (7) 第1条中湖西市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中湖西市税条例附則第10条の2第21項を同条第22項とし、同条第20項の次に1項を加える改正規定（同条第21項に係る部分に限る。） 公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の湖西市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前

に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(湖西市税条例の一部を改正する条例(平成27年湖西市条例第33号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	湖西市税条例等の一部を改正する条例(平成30年湖西市条例第 号。以下この条及び第2
------	-----------------	---

		章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。) 附則第 5 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

- 第 6 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前

に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の湖西市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成30年湖西市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項

第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項 の申告書又は第 139 条第 1 項の 申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 8 条 第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は 第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改 正する省令（平成 30 年総務省 令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条 第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条 第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条 第 3 項

- 5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第 10 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在す

る当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の湖西市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成30年湖西市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項

	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項

- 5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 75 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 湖西市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 13 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立公民館条例（昭和 53 年湖西市条例第 26 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立公民館条例の一部を改正する条例

湖西市立公民館条例（昭和 53 年湖西市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市西部地域センター条例

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「湖西市における社会教育を振興し、社会福祉の増進をはかるため湖西市立公民館」を「コミュニティ活動を通じた活力ある地域づくり及び生涯学習の推進を図るため湖西市西部地域センター（以下「地域センター」という。）」に改める。

第 2 条の見出し中「設置」の次に「、名称及び位置」を加え、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「公民館の」を「本市に地域センターを置き、その」に改め、同項の表湖西市立西部公民館の項中「湖西市立西部公民館」を「湖西市西部地域センター」に改め、同項を同条とする。

第 3 条第 1 項中「公民館」を「地域センター」に、「おき」を「置き」に、「おく」を「置く」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条中「公民館」を「地域センター」に改め、同条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 地域住民による地域づくりに関する活動の支援に関する事業
- (2) 生涯学習の推進に関する事業
- (3) 集会等のために施設を提供する事業

第 4 条第 4 号から第 6 号までを削り、同条第 7 号中「前各号」を「前 3 号」に、「湖西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 5 条の見出しを「（使用時間）」に改め、同条中「公民館の開館時間」を「地域センターの使用時間」に改め、同条ただし書中「教育委員会が必要であると認めた」を「市長が特に必要と認める」に、「開館時間を延長する」を「使用時間を変更する」に改める。

第 16 条の見出し中「規則への」を削り、同条中「ついて」を「関し」に改め、「教育委員会が」を削り、同条を第 18 条とする。

第 15 条を削る。

第 14 条の見出し中「損害賠償」の次に「の義務」を加え、同条中「公民館の建物又は設備若しくは備付物件をき損し」を「故意又は重大な過失により施設の設備等を損傷し」に改め、「について教育委員会の裁定する額」を削り、同条を第 17 条とする。

第 13 条第 1 項中「公民館」を「地域センター」に、「第 11 条」を「第 14 条第 1 項」に、「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に、「教育委員会」を「市長」に、「使用者はその」を「、使用者は、その」に改め、同条を第 16 条とする。

第 12 条中「公民館」を「地域センター」に、「教育委員会」を「市長」に改め、

同条を第 15 条とする。

第 11 条の見出し中「取り消し」を「取消し等」に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に、「1」を「いずれか」に、「使用の許可を取り消す」を「使用許可の取消し又は使用の停止をする」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「使用の許可条件」を「使用許可の条件」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 管理上支障があるとき。

第 11 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の取消し又は使用の停止により使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責を負わない。

第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条ただし書中「使用者が自己の責によらない理由で使用できなかつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用者が自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用日前 3 日までに使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 市長が特別の事情があると認めるとき。

第 10 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(目的外使用、使用权の譲渡禁止)

第 13 条 使用者は、使用許可の目的以外の目的で使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第 9 条第 1 項中「公民館の」を削り、「納付しなければ」を「前納しなければ」に改め、同項ただし書中「公民館事業として行う場合はこの限りでない」を「市長が特別の理由があると認めるときは、使用後にこれを納付することができる」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第 11 条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第 8 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「1」を「いずれか」

に、「公民館の使用を許可しない」を「使用許可をしない」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

第8条第2号中「及び附属設備をき損する」を「又は設備等を破損する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

第8条第5号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条第1項中「公民館」を「地域センター」に、「あらかじめ教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改め、「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に、「1」を「いずれか」に改め、「者」の次に「に対して」を加え、同条第3号中「その他」を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第6条 地域センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日を除く。）及び毎月第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日（毎月第3日曜日の翌日を除く。）に当たるときは、その翌日）
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		定員	基本使用料		
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
1階	大ホール（全面）	210人	4,380円	5,840円	5,110円
	大ホール（半面）	105人	2,190円	2,920円	2,560円
	料理教室	30人	3,570円	4,760円	4,170円
	和室各室	20人	810円	1,080円	950円
2階	工作室	30人	1,290円	1,720円	1,510円
	講座室各室	50人	1,290円	1,720円	1,510円
	サークル室	20人	980円	1,300円	1,140円
屋外	イベント広場	1平方メートルにつき1日当たり100円			

備考

- 1 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。）が使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって使用する場合（以下「営業目的等の場合」という。） 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 2 市民以外の者が使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 営業目的等の場合 基本使用料に当該基本使用料の20割に相当する額を加えた額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額
- 3 大ホール備品の使用料は、次のとおりとする。

種 別	単 位	使用区分	使用料
卓球用具	1 組	1 回当たり	270 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日の使用に係るこの条例による改正後の湖西市西部地域センター条例第 8 条第 1 項の許可及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。
- 3 前項の許可に関し禁止されている行為は、施行日前においても、してはならない。
- 4 施行日前の日の使用に係る使用料、原状回復及び損害については、この条例による改正前の湖西市立公民館条例第 10 条、第 11 条第 2 項、第 13 条及び第 14 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

- 5 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「公民館」を「西部地域センター」に改める。

議案第 77 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 12 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定
について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）

用地の区分	事業の区分	割合
ふじのくにフロンティア 推進区域内の用地を取得 した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100分の40
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100分の30
	物流関連事業	100分の30
	研究所	100分の40
	特定サービス事業	100分の30
ふじのくにフロンティア 推進区域外の用地を取得 した場合	製造事業（市長が指定したものに限る。）	100分の30
	製造事業（上記の製造事業を除く。）	100分の20
	物流関連事業	100分の20

	研究所	100分の30
	特定サービス事業	100分の20

備考 この表において「ふじのくにフロンティア推進区域」とは、市の申請に基づきふじのくにのフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要なと静岡県が指定する区域をいう。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第5条第1項の申請をする設置者に係る奨励金から適用し、同日前に改正前の湖西市企業立地促進条例第5条第1項の申請をした設置者に係る奨励金については、なお従前の例による。

議案第 79 号

静岡県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、川根地区広域施設組合」を削る。

附 則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

議案第 80 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
谷上 37 号線	湖西市鷺津字谷上	湖西市鷺津字谷上	

議案第 81 号

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 161,562 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,338,438 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,977,177	11,706	10,988,883
	2 固定資産税	5,609,039	11,706	5,620,745
14	国庫支出金	2,333,672	△117,856	2,215,816
	2 国庫補助金	627,593	△117,856	509,737
15	県支出金	1,170,200	△9,906	1,160,294
	2 県補助金	336,503	△9,906	326,597
20	諸収入	339,932	△9,906	330,026
	6 雑入	187,495	△9,906	177,589
21	市債	711,100	△35,600	675,500
	1 市債	711,100	△35,600	675,500
	歳入合計	20,500,000	△161,562	20,338,438

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	180,912	△406	180,506
	1 議会費	180,912	△406	180,506
2	総務費	2,061,434	34,162	2,095,596
	1 総務管理費	1,595,096	43,896	1,638,992
	2 徴税費	295,543	△5,255	290,288
	3 戸籍住民基本台帳費	112,276	△4,366	107,910
	4 選挙費	21,195	△203	20,992
	5 統計調査費	13,567	311	13,878
	6 監査委員費	23,757	△221	23,536
3	民生費	6,049,735	△1,852	6,047,883
	1 社会福祉費	3,023,389	7,438	3,030,827
	2 児童福祉費	2,686,491	5,005	2,691,496
	3 生活保護費	339,514	△14,295	325,219
4	衛生費	3,241,391	△5,539	3,235,852
	1 保健衛生費	630,926	△1,353	629,573
	2 清掃費	1,444,983	△4,186	1,440,797
6	農林水産業費	236,735	△2,401	234,334
	1 農業費	227,539	△2,401	225,138
7	商工費	965,256	21,621	986,877
	1 商工費	965,256	21,621	986,877
8	土木費	2,520,885	△10,952	2,509,933
	1 土木管理費	111,219	△14,182	97,037
	2 道路橋梁費	926,472	△558	925,914
	3 河川費	43,098	△33	43,065
	4 都市計画費	1,293,401	1,962	1,295,363
	5 住宅費	128,151	1,859	130,010

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,349,600	△172,709	1,176,891
	1 消防費	1,349,600	△172,709	1,176,891
10	教育費	2,057,124	△23,486	2,033,638
	1 教育総務費	500,012	△21,303	478,709
	2 小学校費	203,340	△2,126	201,214
	3 中学校費	242,465	△10,485	231,980
	4 幼稚園費	532,560	1,193	533,753
	6 社会教育費	307,861	5,617	313,478
	7 保健体育費	270,886	3,618	274,504
	歳 出 合 計	20,500,000	△161,562	20,338,438

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
地震対策 事業	110,900	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	75,300	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。

議案第 82 号

平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,557,763 千円	△613 千円	1,557,150 千円
第 1 項 営業収益	844,733 千円	△613 千円	844,120 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,535,977 千円	△613 千円	1,535,364 千円
第 1 項 営業費用	1,335,662 千円	△613 千円	1,335,049 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	616,928 千円	△4,980 千円	611,948 千円
第 5 項 他会計補助金	55,769 千円	△4,980 千円	50,789 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	1,024,245 千円	△4,980 千円	1,019,265 千円
第 1 項 建設改良費	450,305 千円	△4,980 千円	445,325 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	85,114 千円	△5,593 千円	79,521 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 他会計補助金	696,007 千円	△5,593 千円	690,414 千円

平成30年6月5日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 83 号

平成 30 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,100,134 千円	△3,782 千円	1,096,352 千円
第 1 項 営業費用	1,038,295 千円	△3,782 千円	1,034,513 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 467,599 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 481,405 千円」に、「建設改良積立金 144,446 千円」を「建設改良積立金 158,252 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	480,605 千円	13,806 千円	494,411 千円
第 1 項 建設改良費	335,730 千円	13,806 千円	349,536 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	100,663 千円	10,024 千円	110,687 千円

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 84 号

議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 161 条の規定により、別紙のとおり議員を派遣する。

平成 30 年 6 月 5 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 渡 辺 貢

(議案第 84 号別紙)

1 平成 30 年度静岡県市町議会議員の研修会に派遣

- (1) 派遣目的 静岡県市議会議長会において、学識経験者の経験や研究成果に基づいた講演を通じて、各市町が抱える共通した課題の解決への糸口を見出す研修会が毎年開催されている。
本市議会はこの研修会に参加し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力発展を目指し、その実現のため積極的に努力する。
- (2) 派遣場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- (3) 派遣期間 平成 30 年 7 月 24 日
- (4) 派遣議員 福永桂子、菅沼 淳、土屋和幸、高柳達弥、楠 浩幸、佐原佳美、渡辺 貢、吉田建二、加藤弘己、竹内祐子、荻野利明、豊田一仁、馬場 衛、牧野考二、中村博行、神谷里枝、二橋益良